

令和5年8月芸西村農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和5年8月29日(火曜日)午後1時00分～

2. 場 所 村民会館1階 ホール

3. 出席委員 16名

1番 川田 忠宏	2番 貞廣 誠也	3番 清遠 典子
4番 西笛 勤	5番 岡村 和紀	6番 松本 明広
7番 國澤 剛	8番 高松 勇一	9番 岡村 真吾
	11番 安岡 志乃	12番 都築 直美
13番 筒井 誠	14番 白石 裕二	15番 山本 伸
16番 茂井 雅昭	17番 上杉 卓朗	

4. 欠席委員 1名

5. 事務局

事務局長	吉永 卓史
書記	松本 梓

6. 議 案

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 議案第1号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条の改訂による改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について（受付番号45～53）

議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請 1件

議案第3号 非農地証明願 1件

議案第4号 その他

・農地パトロールについて

(開会時刻午後 1 時 00 分)

議 長 　　ただいまから 8 月定例会を開催します。本日の出席委員は 16 名で、欠席委員は 1 名です。出席農業委員 13 名であり、芸西村農業員会総会会議規則第 6 条の規定により総会の成立要件を満たしております。

　　本日の議事録署名人を指名させていただきます。本日の議事録署名人は西笛勤委員と岡村和紀委員にお願いします。

議 長 　　第 1 号議案 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 56 号）附則第 5 条の改訂による改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について議題とします。

第 1 号議案 　　農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 56 号）附則第 5 条の改訂による改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定。

　　受付番号 45 番

　　大字和食字古城北平 甲 5461 番、地目は田、面積 1,742 m²。譲渡人は安芸市赤野の〇〇さん、譲受人は芸西村和食の〇〇さん。期間は R5 年 8 月 1 日から R10 年 7 月 31 日までの 5 年。作付けはナス、賃借料は 6 俵/10a。

　　受付番号 46 番

　　大字和食字藤田 甲 5227 番、地目は田、面積 1,562 m²。譲渡人は芸西村和食の〇〇さん、譲受人は芸西村和食の〇〇さん。期間は R5 年 9 月 1 日から R15 年 8 月 31 日までの 10 年。作付けはナス、賃借料は 6 俵/10a。

　　受付番号 47 番

　　大字和食字毘沙門 甲 5423 番 1、地目は田、面積 2,569 m²、甲 5425 番、地目は田、面積 1,630 m²。譲渡人は芸西村和食の〇〇さん、譲受人は芸西村和食の〇〇さん。期間は R5 年 6 月 21 日から R6 年 6 月 21 日までの 1 年。作付けは水稻、賃借料は 1 俵/10a。

　　受付番号 48 番

　　大字馬ノ上字和田 2163 番、地目は田、面積 1,633 m²。譲渡人は芸西村馬ノ上の〇〇さん、譲受人は芸西村和食の〇〇さん。期間は R5 年 9 月 1 日から R15 年 8 月 31 日までの 10 年。作付けはナス、賃借料は 6 俵/10a。

　　受付番号 49 番

　　大字西分字四反田 甲 5583 番、地目は田、面積 2,737 m²。譲渡人は高知市丸ノ内の〇〇さん、譲受人は芸西村西分の〇〇さん。所有権移転で売買対価は土地代 5,790,000 円、手数料 57,900 円、移転時期は R5 年 8 月 29 日。

　　受付番号 50 番

大字西分字四反地 甲 3376 番、地目は畑、面積 512 ㎡、甲 3382 番、地目は田、面積 720 ㎡。譲渡人は高知市薊野中町の〇〇 さん、譲受人は芸西村西分の〇〇 さん。期間は R5 年 8 月 13 日から R15 年 8 月 12 日までの 10 年。甲 3376 番は作付けは柚子、賃借料は 10,000 円、甲 3382 番は作付けは茅、賃借料は 1,000 円。

受付番号 5 1 番

大字和食字北葛谷 甲 4443 番、地目は田、面積 282 ㎡、甲 4445 番 1、地目は田、面積 1,210 ㎡、甲 4445 番 4、地目は田、面積 114 ㎡、甲 4446 番、地目は田、面積 171 ㎡、甲 4442 番 2、地目は畑、面積 387 ㎡。譲渡人は高知市東石立町の〇〇 さん、譲受人は芸西村和食の〇〇 さん。期間は R5 年 8 月 1 日から R6 年 7 月 31 日までの 1 年。作付けはナス、賃借料は 6 俵/10a。

受付番号 5 2 番

大字西分字柏原 甲 6313 番、地目は田、面積 1,121 ㎡。譲渡人は芸西村西分の〇〇 さん、譲受人は芸西村西分の〇〇 さん。期間は R5 年 5 月 1 日から R35 年 4 月 30 日までの 30 年。作付けはナス、賃借料は 6 俵/10a。

受付番号 5 3 番

大字西分字ハッタ 甲 6386 番、地目は田、面積 1,720 ㎡。譲渡人は芸西村西分の〇〇 さん、譲受人は芸西村西分の〇〇 さん。期間は R5 年 10 月 1 日から R15 年 9 月 30 日までの 10 年。作付けはナス、賃借料は 6 俵/10a。

議 長 第 1 号議案につきまして質問・意見のある方はお願いします。

(質問なし)

議 長 それではお謀りします。申し出のあった利用権設定 9 件について、いずれも適正である旨村長へ答申してよろしいでしょうか。

(全員賛成)

議 長 いずれも適正である旨村長へ答申することにします。

議 長 続きまして第 2 号議案 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について議題とします。

第 2 号議案 農地法第 5 条第 1 項の規程による許可申請について。

受付番号 3 土地の所在は大字馬ノ上字王子杜 356 番 1、地目は畑、転用面積は 487 ㎡の内 380 ㎡。譲渡人は芸西村馬ノ上の〇〇 さん、譲受人は高知市南金田の〇〇 さん、〇〇 さん。30 年間の使用貸借権の設定。転用目的は、

自己住宅の建築。

8月28日(月)に会長、上杉卓朗委員、岡村真吾委員、事務局にて現地確認。

議 長 第2号議案につきまして質問・意見のある方はお願いします。

(質問なし)

議 長 それではお謀りします。第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について許可することに異議はないでしょうか。

(全員賛成)

議 長 それでは第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請については許可いたします。

議 長 続きまして第3号議案 非農地証明願について議題とします。

第3号議案 非農地証明願について

受付番号2 申請人は〇〇さん。土地の所在は大字西分字山屋敷 乙1132番1、台帳地目は畑、現況地目は原野、転用面積は67㎡、乙1132番3、台帳地目は畑、現況地目は原野、転用面積は60㎡。申請理由は、遅くとも平成14年頃には、耕作をしなくなったため、原野となり、現在に至る。

8月28日(月)に会長、清遠典子委員、白石裕二委員、事務局にて現地確認。

議 長 それではお謀りします。第3号議案 非農地証明願について許可することに異議はないでしょうか。

(全員賛成)

議 長 それでは第3号議案 非農地証明願については許可いたします。

議 長 続きまして第4号議案 その他について 委員、事務局より何かありませんか。

・事務局より農地パトロールについての班割りと地区についての説明

議 長 他にありませんか。なければ、これで8月の定例会を閉会いたします。

(閉会時刻午後 1 時 30 分)

議事録署名委員

西笛 勤

議事録署名委員

岡村 和紀
